

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
訓 令	
○北海道土地改良区等検査規程を廃止する訓令…………… (法人団体課)	9
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	9
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	9
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	10
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	10
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	10
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	10
○森林法による通知に代える公示 (6件) …………… (治山課)	10
道教育委員会教育長告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……………	12

訓 令

北海道訓令第14号

総 務 部
総合振興局及び振興局

北海道土地改良区等検査規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成22年5月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道土地改良区等検査規程を廃止する訓令
北海道土地改良区等検査規程 (昭和41年北海道訓令第21号) は、廃止する。

附 則
この訓令は、平成22年5月11日から施行する。

告 示

北海道告示第370号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成22年5月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

夕張土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成22. 4.14	理 事	百 瀬 勝	夕張市滝ノ上40番地
同	同	同	加 藤 春 之	同 沼ノ沢9番地
同	同	同	佐々木 真 吾	同 沼ノ沢609番地2
同	同	同	後 藤 清 巳	同 沼ノ沢2番地の3
同	同	同	原 和 彦	同 富野93番地2
同	同	監 事	白 田 弘 二	同 沼ノ沢260番地
同	同	同	谷 口 芳 昭	同 沼ノ沢302番地
退 任	同 22. 4.13	理 事	百 瀬 勝	同 滝ノ上40番地
同	同	同	永 沼 誠 一	同 滝ノ上57番地
同	同	同	倉 岡 秀 昭	同 富野156番地5
同	同	同	後 藤 清 巳	同 沼ノ沢2番地の3
同	同	同	佐々木 真 吾	同 沼ノ沢609番地2
同	同	監 事	塩 浦 一 男	同 紅葉山11番地
同	同	同	白 田 弘 二	同 沼ノ沢260番地

日高門別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
退 任	平成22. 4.16	理 事	高 森 勉	沙流郡日高町字千栄202番地の1
同	同	同	金 子 昇	同 山手町2丁目249番地の1
同	同	同	矢 野 晴 幸	同 栄町東2丁目258番地の29
同	同	同	松 井 幹 男	同 字千栄545番地の1
同	同	同	佐 藤 登 男	同 字日高892番地
同	同	監 事	坂 口 忠 士	同 山手町2丁目248番地の1

北海道告示第371号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年5月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名

平成22. 4.26 渡島平野土地改良区
同 栗山土地改良区

北海道告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年5月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
新湧	経営体育成基盤整備 [面的集積型] (農業用排水施設、客土、暗きょ排水、区画整理)	北海道石狩振興局
若葉	同 (農業用排水施設、区画整理)	同
川下太	地域水田農業支援緊急整備 [緊急整備型] (暗きょ排水、区画整理、客土)	同
新川	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)] (土層改良、暗きょ排水)	同
初田	中山間地域総合農地防災 (農業用排水施設、暗きょ排水)	北海道後志総合振興局
猿払南部	一般農道整備 [集乳農道]	北海道宗谷総合振興局
上士幌東	畜産担い手育成総合整備 [担い手支援型] (区画整理)	北海道十勝総合振興局

北海道告示第373号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 松前郡松前町字茂草586 (次の図に示す部分に限る。)、585の1
- 指定の目的 魚つき
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第374号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 北見市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 用排水路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市 (次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第521号のとおりである。

平成22年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

上川郡美瑛町字ヨコウシ1611の95所在の森林について所有権を有する

佐藤 弘子

上川郡美瑛町字ベベツ727の206所在の森林について所有権を有する

荒川 昭吉

上川郡美瑛町字ベベツ727の308、727の805、727の806、727の836、727の1072所在の森林について所有権を有する

平間 貞男

上川郡美瑛町字ベベツ727の590所在の森林について所有権を有する

山崎 豊治

上川郡美瑛町字ベベツ727の573所在の森林について所有権を有する

土門 順子

上川郡美瑛町字ベベツ727の424所在の森林について所有権を有する

溝口 三郎

上川郡美瑛町字ベベツ727の423所在の森林について所有権を有する

中村 裕一

上川郡美瑛町字美瑛原野707の55、707の149所在の森林について所有権を有する

小山 俊雄

上川郡美瑛町字美瑛原野707の236所在の森林について所有権を有する

渡辺 繁

上川郡美瑛町字美瑛原野707の259所在の森林について所有権を有する

與野木 秋子

(2) 掲示場所 美瑛町役場

2(1) 所在が不明な者

勇払郡占冠村字シムカブ原野1023の1、1023の5から1023の7まで所在の森林について所有権を有する

谷口 芳子

勇払郡占冠村2306、字クテクウンナイ2304の6所在の森林について所有権を有する

江刺家 秀美

勇払郡占冠村字双珠別2334の1、2334の7、2335所在の森林について所有権を有する

小瀬 正敏

勇払郡占冠村字占冠2495の4所在の森林について所有権を有する

辻 永八重子

(2) 掲示場所 占冠村役場

北海道告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定に

よる保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を旭川市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第523号のとおりである。

平成22年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

旭川市西神楽2線34号1の711所在の森林について所有権を有する 鷺尾 久義

北海道告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を名寄市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第524号のとおりである。

平成22年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

名寄市風連町字池の上172、173所在の森林について所有権を有する 佐藤 俊男
名寄市風連町字池の上223の1、223の3所在の森林について所有権を有する

村瀬 一英

名寄市風連町字池の上224の1所在の森林について所有権を有する 渡辺 敏雄
名寄市風連町字池の上234の1、234の3、235の1所在の森林について所有権を有する

大久保 征夫

北海道告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上富良野町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第529号のとおりである。

平成22年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

空知郡上富良野町3520の61所在の森林について所有権を有する 村上 善一

北海道告示第380号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定に

よる保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第531号のとおりである。

平成22年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者
旭川市西神楽2線33号1の511、1の522、1の523、1の636所在の森林について所有権を有する 鷺尾 喜一
旭川市神居町富沢378の1所在の森林について所有権を有する 木村 春江
旭川市神居町神華156の3所在の森林について所有権を有する 速田 利男
- (2) 掲示場所 旭川市役所
- 2(1) 所在が不明な者
名寄市風連町字池の上160、161所在の森林について所有権を有する 太田 国吉
名寄市風連町字池の上7、8所在の森林について所有権を有する 及川 キミノ
- (2) 掲示場所 名寄市役所

北海道告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所及び関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第532号のとおりである。

平成22年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者
名寄市風連町字西風連509の1所在の森林について所有権を有する 直原 真一、大久保 良子
名寄市風連町字西風連535の2から535の4まで所在の森林について所有権を有する 加藤 正富
名寄市風連町字西風連515の1、516、517の2、518の3所在の森林について所有権を有する 星野 良雄
名寄市風連町字西風連522の1、527から529まで所在の森林について所有権を有する 松澤 利恵子
名寄市風連町字西風連512、513の1、514の2所在の森林について所有権を有する 大久保 六男

名寄市風連町字西風連535の5、535の6所在の森林について所有権を有する

野村 健造

- (2) 掲示場所 名寄市役所
- 2(1) 所在が不明な者
上川郡上川町字清川122所在の森林について所有権を有する 菊谷 道明
- (2) 掲示場所 上川町役場
- 3(1) 所在が不明な者
旭川市字神居町西丘159の1から159の3まで所在の森林について所有権を有する 西田 久枝
- (2) 掲示場所 旭川市役所
- 4(1) 所在が不明な者
空知郡中富良野町字ナイエ4289所在の森林について所有権を有する 塚本 弥作
空知郡中富良野町字ナイエ4288所在の森林について所有権を有する 中川 正伊知、原田 菊藏、蜂谷 義雄
- (2) 掲示場所 中富良野町役場

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第39号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成22年5月11日

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
- | | |
|---------------------------|--------|
| 道徳教育用副読本（東京書籍株式会社発行） | |
| どうとく1 みんななかよく（北海道版） | 6,471冊 |
| どうとく1 みんななかよく（北海道版）教師用指導書 | 203冊 |
| どうとく2 みんなたのしく（北海道版） | 6,427冊 |
| どうとく2 みんなたのしく（北海道版）教師用指導書 | 205冊 |
| どうとく3 明るい心で（北海道版） | 6,551冊 |
| どうとく3 明るい心で（北海道版）教師用指導書 | 203冊 |
| どうとく4 ゆたかな心で（北海道版） | 6,530冊 |
| どうとく4 ゆたかな心で（北海道版）教師用指導書 | 205冊 |
| 道徳5 希望を持って（北海道版） | 6,566冊 |
| 道徳5 希望を持って（北海道版）教師用指導書 | 199冊 |

道徳6 明日をめざして（北海道版）	6,970冊	小学どうとく ころもつないで2（北海道版）	9,401冊
道徳6 明日をめざして（北海道版）教師用指導書	209冊	小学どうとく ころもつないで2（北海道版）教師用指導書	282冊
中学道徳1 明日をひらく（北海道版）	8,885冊	小学どうとく 心つないで3（北海道版）	9,525冊
中学道徳1 明日をひらく（北海道版）教師用指導書	143冊	小学どうとく 心つないで3（北海道版）教師用指導書	283冊
中学道徳2 明日をひらく（北海道版）	8,788冊	小学どうとく 心つないで4（北海道版）	9,417冊
中学道徳2 明日をひらく（北海道版）教師用指導書	141冊	小学どうとく 心つないで4（北海道版）教師用指導書	282冊
中学道徳3 明日をひらく（北海道版）	8,697冊	小学どうとく 心つないで5（北海道版）	9,517冊
中学道徳3 明日をひらく（北海道版）教師用指導書	141冊	小学どうとく 心つないで5（北海道版）教師用指導書	284冊
中学道徳1 明日をひらく	172冊	小学道徳 心つないで6（北海道版）	9,703冊
中学道徳2 明日をひらく	174冊	小学道徳 心つないで6（北海道版）教師用指導書	277冊
中学道徳3 明日をひらく	150冊	中学道徳1 心つないで（北海道版）	7,449冊
2 随意契約の相手方を決定した日		中学道徳1 心つないで（北海道版）教師用指導書	131冊
平成22年3月4日		中学道徳2 心つないで（北海道版）	7,266冊
3 随意契約の相手方の氏名及び住所		中学道徳2 心つないで（北海道版）教師用指導書	131冊
(1) 氏名 株式会社北海道教科書供給所		中学道徳3 心つないで（北海道版）	7,322冊
(2) 住所 石狩市新港西1丁目719-14		中学道徳3 心つないで（北海道版）教師用指導書	130冊
4 随意契約に係る契約金額		2 随意契約の相手方を決定した日	
40,934,300円		平成22年3月4日	
5 契約の相手方を決定した手続		3 随意契約の相手方の氏名及び住所	
随意契約		(1) 氏名 株式会社北海道教科書供給所	
6 随意契約によった理由		(2) 住所 石狩市新港西1丁目719-14	
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。		4 随意契約に係る契約金額	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		49,512,270円	
(1) 名称 北海道教育庁学校教育局義務教育課		5 契約の相手方を決定した手続	
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目		随意契約	
		6 随意契約によった理由	
		地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。	
		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
		(1) 名称 北海道教育庁学校教育局義務教育課	
		(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	
北海道教育委員会教育長告示第40号			
次のとおり随意契約の相手方を決定した。			
平成22年5月11日			
北海道教育委員会教育長 高橋 教一			
1 随意契約に係る物品等の名称及び数量			
道徳教育用副読本（教育出版株式会社発行）			
しょうがくどうとく ころもつないで1（北海道版）	9,199冊		
しょうがくどうとく ころもつないで1（北海道版）教師用指導書	276冊		